

改正

令和2年1月31日訓令第1号

令和3年12月28日訓令第55号

府中町介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条又は第57条に基づき町が行う居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に関し、法第45条第1項の居宅要介護被保険者又は法第57条第1項の居宅要支援被保険者（以下「居宅要介護被保険者等」という。）に支給される住宅改修費の受領を住宅改修施工事業者へ委任（以下「受領委任」という。）することについて必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 受領委任することができる居宅要介護被保険者等（以下「対象被保険者」という。）は、町が行う介護保険の被保険者であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第75条又は第94条に規定する住宅改修前に行う申請（以下「事前申請」という。）時において次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- （1） 介護保険料を滞納している者
- （2） 介護保険被保険者証に法第69条第1項の規定による給付額減額等の記載がされている者

（対象住宅改修）

第3条 受領委任することができる住宅改修（以下「対象住宅改修」という。）は、法第45条又は法第57条の規定によるほか、次の各号のいずれにも該当する住宅改修とする。

- （1） 事前申請時に府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録簿（別記様式第1号。以下「登録簿」という。）に登録されている事業者（以下「登録事業者」という。）により行われた住宅改修
- （2） 対象被保険者が介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に関する委任状（別記様式第2号）を添えて事前申請した住宅改修

（事業者の登録）

第4条 事業者登録を受けようとする事業者は、町長が定める期間内に府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録申請書（別記様式第3号）に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費

受領委任に係る確約書（別記様式第4号）を添えて町長に申請しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録簿への登録の可否を決定し、府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録可否決定通知書（別記様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 登録簿に登録する期間は、当該事業者が第1項の規定による申請をした日の属する年度の末日までとする。
- 4 町長は、第1項の規定による申請をした事業者が、当該申請した日の属する年度又はその前年度中に第7条第1項各号の規定により登録を取り消された者であるときは、当該事業者を登録簿に登録してはならない。

（登録事業者の責務）

第5条 登録事業者は、法令、条例、規則その他の規程及びこの要綱の規定を遵守するとともに、居宅要介護被保険者等の心身及び住宅の状況等を踏まえた適切な住宅改修を行うよう努めなければならない。

- 2 登録事業者は、対象被保険者から受領委任したい旨の申出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 登録事業者は、居宅要介護被保険者等から住宅改修につき見積書の作成を依頼されたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 4 登録事業者は、対象住宅改修に係る施工方法、費用その他の取扱いとその他の住宅改修に係る取扱いに不合理な差異が生じないようにしなければならない。
- 5 登録事業者は、対象住宅改修に係る施工が完了し、対象被保険者から現に住宅改修に要した費用から住宅改修費を控除した金額の支払いを受けたときは、当該対象被保険者に領収証を交付するとともに、現に住宅改修に要した費用の内訳書を交付しなければならない。この場合において、当該対象住宅改修に要した費用とその他の費用があるときは、その区分ごとの明細を記載しなければならない。
- 6 登録事業者は、第8条第1項本文の規定による住宅改修費の支払いを受ける権利を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- 7 登録事業者又はその役員、従業者若しくはこれらであった者は、業務上知り得た居宅要介護被保険者等及びその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 8 登録事業者は、町長が住宅改修施工事業者向けの説明会を実施する場合には、当該説明会に出席しなければならない。

(変更等の届出)

第6条 登録事業者は、第4条第1項に規定する申請の内容に変更があったときは、府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録内容変更等届出書（別記様式第6号）により町長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録簿への登録を取り消すことができる。

- (1) 登録事業者が不正の手段により登録簿への登録を受けたとき。
- (2) 登録事業者がその責めに帰すべき事由により居宅要介護被保険者等の財産を破損し、又は滅失したとき。
- (3) 登録事業者が第5条の規定に違反したとき。
- (4) 第9条の規定による報告等が虚偽のものであったとき。
- (5) 前各号に規定するもののほか、町長が必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録簿への登録を取り消したときは、当該登録事業者に対し、府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録取消決定通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(登録の更新)

第7条の2 町長は、登録事業者の申請により、登録期間を更新することができる。

2 第4条第1項、第2項及び第4項の規定は、前項の規定による登録期間の更新について準用する。

3 第1項の規定により更新された登録期間は、同項の規定による申請をした日の属する年度の翌年度の4月1日から1年間とする。

(住宅改修費の支給)

第8条 町長は、対象被保険者が書面により対象住宅改修を行った登録事業者に対し受領委任する旨を表示して施行規則第75条又は第94条に規定する住宅改修が完了した後に行う申請をした当該対象住宅改修に係る住宅改修費について支給を決定したときは、当該住宅改修費を当該登録事業者を支払うものとする。ただし、支給決定時において対象被保険者が第2条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

2 前項本文の規定による支払いがあったときは、対象被保険者に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

3 第1項本文の場合において、支給申請時に第5条第5項の領収証の提出があったときは、施行

規則第75条第1項第6号又は第94条第1項第6号に規定する領収証の提出があったものとみなす。

(報告等)

第9条 町長は、住宅改修費の支給に関し必要があると認めるときは、登録事業者又は登録事業者であった者に対し、報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年11月26日から施行する。

附 則 (令和2年1月31日訓令第1号)

この訓令は、令和2年2月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日訓令第55号)

この訓令は、令和3年12月28日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
別記様式第1号	府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録簿	第3条
別記様式第2号	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費に関する委任状	第3条
別記様式第3号	府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録申請書	第4条
別記様式第4号	介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任に係る確約書	第4条
別記様式第5号	府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録可否決定通知書	第4条
別記様式第6号	府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録内容変更等届出書	第6条
別記様式第7号	府中町介護保険住宅改修費受領委任取扱事業者登録取消決定通知書	第7条

様式（省略）